

平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成27年7月8日
国立大学法人 福井大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成26年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、引き続き温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の実施に向け努力した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約並びに⑥産業廃棄物処理に係る契約のうち、④について次の1事業で省エネルギー改修事業に係る契約がなされた。

(1) 国立大学法人福井大学 松岡キャンパス他4キャンパス

空調設備 空冷HPチラー1416KW、ターボ冷凍機1407KW、排熱回収水冷チラー566KW等をシェアード・セイビングス契約

(主なエネルギー項目)

- ・空調熱源の高効率化(空冷HP、ターボ冷凍機、排熱回収水冷HP)
(松岡・文京キャンパス)
- ・蓄熱槽と負荷側冷温水回路の閉路化による搬送動力の低減
(松岡キャンパス)
- ・旧病院棟と新病棟間での熱融通(冷温水) (松岡キャンパス)
- ・冷温水ポンプ等のインバーター化 (松岡キャンパス)
- ・照明器具の高効率化(LED照明器具、LED誘導灯、LED外灯)
(松岡・文京・二の宮・八ツ島・敦賀キャンパス)
- ・CO2センサーによる換気量制御 (松岡キャンパス)

なお、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約並びに⑥産業廃棄物処理に係る契約の環境配慮契約については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省からの環境配慮契約法に関する資料を関係部局に配布して、環境配慮契約法についての周知を図った。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の促進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき法人内において要項を整備し、その要項に基づく地球温暖化対策推進計画により環境方針を定め、温室効果ガス排出の削減に配慮した契約の推進を含めた環境負荷の低減及び地球環境への配慮を継続的に行った。